

令和8年度 事業計画

昨年11月、いわゆる再資源化事業等高度化法が全面施行されました。これにより、私たち廃棄物処理事業者全体の底上げと、認定事業を通しての引上げが図られることになり、わが国が今後循環型社会経済を推進していくにあたり、私たちの役割と責任は極めて大きなものとなっていくことが見込まれます。一方、排出事業者側においても資源有効利用促進法の改正により再生材の利用の義務化や環境配慮設計の強化が図られることになっており、今後、動静脈連携を図り、相互の理解や認識を深め、協調していくことが大きな課題となっていきます。このため、当協会としても、排出事業者とのマッチングによる機会創出などを進めてまいります。

また、現在、通常国会において議論が進められている廃棄物処理法の見直しでは、不適正ヤードへの対応、PCB廃棄物の適正処理の確保、災害廃棄物の処理体制の強化の三つが大きな論点となっています。いずれも私たちの業界にとっては重要な課題であり、今後、同法令の改正を踏まえ、会員企業への情報提供や周知を進めながら、しっかりと対応していかなければなりません。

さらに今年の1月、令和9年度から開始される特定技能制度・育成就労制度に資源循環分野が対象になることが閣議決定されました。国内人材の確保が困難になっていくことが見込まれる中、これにより、今後、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れが可能となることから、当協会としても、全産連等とも連携を図りながら準備を進めてまいります。

現在、リチウムイオン電池やそれを使用した製品に起因する発火事故等が問題となっています。産業廃棄物処理事業者としてもこのことは他人事でなく、排出事業者への周知徹底や事故発生時の対応策等を進めていかなければなりません。また、当協会としても安全規格の充実やリチウムイオン電池のリサイクルマークの表示の徹底など製造事業者等への働きかけや廃棄時の対策、処理・再利用に関する対策などについて、行政と協力しながら検討を進めていく必要があります。

労働安全衛生については、現在、全産連の策定した「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画（計画期間は令和5年度から令和9年度まで）」により労働災害の減少を目指して事業を進めているところであり、引き続き、これまでの状況も踏まえながら着実な展開を図ります。

また、地震や台風などの大規模災害や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が発生した時に、行政からの協力要請にできる限り応じられるよう、県と締結した「災害廃棄物の処理等に関する協定」や「防疫対策業務に関する協定」、全国産業資源循環連合会関東地域協議会を構成する都県と締結した「災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定」を踏まえ、事前の備えや初動対応等を充実させるための体制整備を進めます。

加えて、行政との意見交換を積極的に行い、諸課題の解決を図るとともに、他団体との連携・

協力を一層図り、業界の地位向上と事業活動の充実に努めます。また、協会の組織と財務基盤を強化するために新規会員の加入を促進します。

このように、私たちの業界を取り巻く状況も大きく変わろうとしている中、当協会は、循環型社会の構築を着実に進め、また、県民福祉の向上になお一層寄与していくことにより、さらなる本県廃棄物処理業の健全な発展を目指し、以下のとおり令和8年度の事業を進めてまいります。

I 自主事業部門

1. 調査研究・広報事業

産業廃棄物の適正処理及び資源循環型社会構築の推進等に関する情報収集や調査研究を進めます。

また、再資源化事業等高度化法の運用や廃棄物処理法の見直しについては、できるだけ速やかな周知に努めます。そのほか協会のホームページや電子メールの配信を活用し、国や県、市町村、全国産業資源循環連合会等からのさまざまな情報の提供を行います。

さらに、エコ絵画コンクールや千葉県適正処理推進大会等各種イベントへの参画、県民講座の開催、協会ホームページを活用した動画配信、年2回の協会報の発行などを通じ、資源循環の推進や廃棄物処理の適正化について県民への周知を図るとともに、協会の認知度の向上に努めます。

2. 労働安全衛生推進事業

「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」（計画期間令和5年度から令和9年度まで）を踏まえ、安全標語の決定や活用、ヒヤリ・ハット事例の収集及び周知、熱中症対策セミナーやKYT研修会の開催、安全衛生活動の現状調査や全産連からの情報の提供などを行います。

3. 研修事業

廃棄物処理法に定める許可申請に当たり収集運搬業や処分業を的確に行うに足りる知識及び技能の保有の証明に必要となる、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する対面式の講習会や修了試験に協力します。

また、知識の拡充等に資するため、必要に応じて、県内外の先進的で有益な施設等の見学を行います。

4. 適正処理及び行政との連携

(1) 産業廃棄物管理票の普及推進事業

産業廃棄物管理票の頒布等を通じて、廃棄物の適正処理の要である管理票制度の理解を促すとともに管理票の普及を進めます。

(2) 災害廃棄物処理支援

市町村の災害廃棄物処理に対する支援に関するこれまでの経験を踏まえて、引き続き、全国産業資源循環連合会、関東地域協議会や国・県等行政との連携により、災害廃棄物処理支援体制の整備充実を図ります。また、県と協力しながら災害廃棄物の仮置場候補地の点検業務なども行います。

(3) 家畜伝染病発生時に殺処分した家畜等の処理支援

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生し、県から協定に基づく要請があった場合、殺処分した家きんや汚染物品等の搬送及び焼却処理に協力します。

(4) 排出事業者を対象とするセミナーへの協力

県内の優良な排出事業者、処理事業者を増やし、廃棄物の適正処理及びリサイクルを促進するために、県内事業者や市町村等を対象として県が開催するセミナーに協力します。

(5) リチウムイオン電池及びその使用製品についての対策

排出事業者への周知を図るための方策や回収から処理に至る一連の体制の確立について行政と連携しながら検討を進めます。

5. 環境保全対策事業

上述の自主事業のうち、県民に対し廃棄物の適正化や資源循環の重要性等を広報ないし周知するためのものや、災害廃棄物の仮置場候補地に関する業務等社会貢献に資するものについては、環境保全対策基金を活用して進めます。

6. 外国人人材の受入れに向けた準備

令和9年度から開始される新たな特定技能制度・育成就労制度の活用に向けた準備を全産連等と連携しながら進めます。また会員企業に対する情報提供も行っていきます。

II 受託事業部門

1. 処理業者セミナー

廃棄物処理法の運用や産業廃棄物の適正処理に関するセミナーを県及び政令市から受託して開催します。

2. 産業廃棄物処理業許可事前相談

収集運搬業の許可申請に関する事前相談事業を、県から受託して実施します。

3. 廃棄物処分業者の再資源化高度化支援事業

再資源化事業等高度化法の施行を受け、再生材の需給ミスマッチを解消し動静脈連携を進めるための製造事業者等との情報交換会を、県から受託して実施します。

Ⅲ 法人管理等部門

1. 委員会、部会及び支部等の活動

環境の変化に迅速に対応し、また、事業者が直面する諸課題を解決していくため、各委員会や部会及び賛助会員建設部会を開催し、意見の取りまとめや会員相互の情報交換を行います。さらに、地域ごとに設けられた支部会議の活動の充実・活性化を図るとともに、青年部会及び女性部会の活動を支援します。また、環境保全対策基金を活用した事業を実施していくため、環境保全対策基金運営委員会を開催します。

2. 関係機関、団体との連携、協力

(1) 行政との連携、協力

支部会議や各種部会等において取りまとめられた、諸課題についての要望や提案を、行政懇談会等行政との意見交換の場を設け、解決に向けて協議していくとともに、行政から要請があった場合にもできるだけ協力し、連携を強化していきます。

(2) 他団体との連携、協力

千葉県産業廃棄物処理業協同組合や全国産業資源循環連合会及び他都道府県協会等との連携を進め、当協会の地位向上と事業活動の充実に努めます。

3. 新規会員の加入促進、会員間の連携強化

部会・支部会等の事業の充実と会員間の交流を深めその活動状況を広報することにより、協会の認知度を上げるとともに、他都道府県協会での取組みも参考にしながら、新規会員の加入促進に努めます

さらに、新たな会員も含めた意見交換や交流の場の設定により会員間の連携強化を図り、

県との協定に基づく災害廃棄物処理支援などに備えて、協会の組織力の拡充に努めます。

4. 顕彰・表彰事業

功労者表彰、優良事業所・従事者表彰、労働安全賞の制度を適正に運用し、会員の取組みを顕彰します。また、環境大臣表彰、厚生労働大臣顕彰、知事表彰等について、候補者の推薦を適切に進めます。

5. 総会、常任理事会及び理事会等の開催

会員の意向を踏まえた協会の円滑な運営と事業の実施を進めるため、総会、常任理事会及び理事会を開催します。また、会員間の親睦を図るため、千葉県産業廃棄物処理業協同組合との共催により新年賀詞交歓会を開催します。

6. 健全経営

環境保全対策基金を含む協会資産の健全な運営と適正な管理を進め、財政の強化に努めます。